

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成26年2月6日（木） 14時00分から 15時15分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	<p>(委員)</p> <p>会 長 大矢野 修</p> <p>委 員 藤 井 善 則・多 田 高 明・田 岡 昭 子 松 村 勝 治・宮 川 敏 夫・藤 原 なつみ 青 井 一 雄・垣 内 成 泰・長 谷 晋 吾 辻 本 良 和・門 前 武 彦・濱 輝 芳 芦 田 圭 介・田 村 俊 彦・宗 像 利 之</p> <p>(市)</p> <p>副市長 奥 野 章 健康部長 人 見 泰 生 健康部次長 白 井 重 喜 健康部次長 真 鍋 美 果 健康部国民健康保険課長 松 岡 博 巳</p> <p>(事務局)</p> <p>国民健康保険課課長代理 塩 塚 太 国民健康保険課係長 寺 本 佳 史</p>
欠 席 者	(委員) 植 村 芳 子・稲 垣 勝 則・中 川 恒 夫 朝 倉 洋 子

案 件 名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度一般被保険者に係る基礎賦課総額等について（諮問事項） 2. 平成26年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額等について（諮問事項） 3. 平成26年度介護納付金賦課総額等について（諮問事項） 4. 保険料限度額の引き上げについて（報告事項） 5. 国民健康保険料の軽減措置の拡充について（報告事項） 6. 70～74歳の一部負担金にかかる軽減措置について（報告事項） 7. 高額療養費の算定基準額の見直しについて（報告事項） 8. その他
提出された資料等の 名 称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次第書 2. 委員名簿 3. 平成25年度第2回国民健康保険運営協議会資料 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度一般被保険者に係る基礎賦課総額・後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額について ・保険料限度額の引き上げについて ・国民健康保険料の軽減措置の拡充について ・70～74歳の一部負担金の割合に係る軽減措置について ・高額療養費の算定基準額の見直しについて ・【資料】保険料算定（案）の主なポイント
決 定 事 項	諮問案件について「諮問内容は適当である。」との答申。 (詳細は、答申書に記載)
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	5人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康部 国民健康保険課

審 議 内 容

<p>開会</p>	<p>(14時00分)</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>定刻の午後2時になりましたので、ただ今から平成25年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会を開催します。本日の協議会に対しまして傍聴の申し出がございますので、これを許可します。ご了承願います。</p> <p>大矢野会長挨拶</p>
<p>奥野副市長</p>	<p>奥野副市長あいさつ</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>次に、事務局から、委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
<p>松岡課長</p>	<p>委員の出席状況について報告します。 本日の会議、ただいまの委員出席数は16名であります。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>ただ今、報告がありましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、本日の協議会が成立していることを確認します。 次に、会議録の署名委員を指名します。 署名委員は、垣内委員及び宮川委員を指名します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それではどうぞよろしくお願いします。</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>ただ今から審議に入ります。 諮問事項「平成26年度一般被保険者に係る基礎賦課総額等について」 「平成26年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額等について」 「平成26年度介護納付金賦課総額等について」 の諮問内容以上三つを一括議題とします。</p>
<p>奥野副市長</p>	<p>諮問書の諮問内容を朗読 「諮問書 枚方市国民健康保険運営協議会規則(昭和55年枚方市規則第19号)第2条第1項第1号及び第2号に係る下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。 [諮問事項] 1. 平成26年度一般被保険者に係る基礎賦課総額について 基礎賦課総額を71億5千万円とする。</p>

<p>大矢野議長</p>	<p>2. 平成 26 年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について 賦課総額を 28 億 3 千万円とする。 3. 平成 26 年度介護納付金賦課総額について 賦課総額を 10 億 5 千万円とする。」 以上ご審議をよろしくお願いします。</p> <p>事務局から諮問内容について説明をお願いします</p>
<p>松岡課長</p>	<p>説明に先立ちまして、昨日 2 月 5 日付で、枚方の国保・介護保険料の引き下げを求める会及び 枚方社会保障推進協議会連名で、枚方市国民健康保険運営協議会会長及び各委員あてに要望書が届いておりますので、各委員にお配りさせていただきご報告とさせていただきます。</p> <p>諮問事項につき順次説明します。 資料に基づき説明</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>諮問事項についての質問をお受けします。</p>
<p>宮川委員</p>	<p>質問とお願いでお話しさせていただきます。 お願いですが、良い資料を用意いただいているのですが、もう少しゆっくり説明していただきたい。 質問ですが、資料の 5 ページの 2 番、平成 26 年度当初予算案の概要の歳出のところ、際立った数字として 1 番の総務費の増加率、8 番の保健事業費の増加額について、減ったところではなく増えたところだけで恐縮ですが、その原因等についてお話しいただきたい。</p>
<p>松岡課長</p>	<p>早口になり申し訳ありませんでした。今後気を付けます。 総務費では国保のシステム改修費など含まれ、平成 26 年度は高額療養費の改定など予定されており金額が増えております。8 番の保健事業費につきましては、特定健診の事業費が含まれており、受診率が伸びており毎年の予算額が増えている状況です。</p>
<p>濱委員</p>	<p>受診率が上がっているとのことですが、保健事業費用の中で前年度の増加は 370 万円ぐらいだと思うが、今回の 3500 万円増えておりそれだけ増えているということでしょうか。</p>
<p>真鍋次長</p>	<p>特定健診については、今年平成 25 年度から第 2 期の実施計画がスター</p>

	<p>トしており、最終的には5年間で60%の受診率を目指しており、毎年段階的に上げていくという前提で特定健診の受診費用を見積もっていく必要があります。対象者は8万人弱となっており、たとえば5%上げるというだけでもかなりの費用にはなっています。</p>
<p>濱委員</p>	<p>費用を使うことには問題ないかと思いますが、特定健診の受診率は30%程度ですよね。早期発見につながれば医療費抑制につながるとは思います、その広め方です。前回も歯科医師会の方から歯周病に関する健診の提案もありましたけど、そういう手法も採り入れてはどうかと。</p> <p>できるかどうか分かりませんが、健診を受けたら病院での次の診療費を5%引きで、受けなければ5%増しにするなど、受診率を向上させて医療費の抑制につながるようなことを考えていただきたいと思います。</p>
<p>松岡課長</p>	<p>受診率向上につながるような取り組みとして、受診いただいた方へ抽選でプレゼントを贈るキャンペーンや、直接電話による受診勧奨など行っており、かなり受診に繋がっているものと思っており、今後も受診率向上に取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>特定健診受診率向上により、医療費抑制に向かうものと考えます。財政健全化のために今後もしっかりと取組みをお願いしたいと思います。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>単純な質問ですが、補足資料の一番下、後期分と介護分の賦課限度額についてですが、国基準が上がると枚方市は必ず上がることになっているのか。それと、なぜ賦課限度額があがると中間所得層の負担が緩和できるのか、なぜそうなるのか説明いただきたい。</p>
<p>松岡課長</p>	<p>賦課限度額は後期分と介護分でそれぞれ2万円上がります。限度額が上がることによって収入が多く確保されますので、結果的に所得割率を低くおさえることができ、中間層の保険料が下がるということです。</p> <p>限度額は、医療分については国基準の改定がありませんでした。後期分と介護分については国の基準と同じにするという条例が定められていますので、国が改定されるとそれに伴って枚方市の限度額も改定する形になっております。</p>
<p>大矢野議長</p>	<p>中間層というのはどのような想定をしているのか、あるいは高額というのはどうか説明が必要ではないでしょうか。</p>
<p>松岡課長</p>	<p>中間所得者層とは、まず300万円までの所得の方ということです。</p>

真鍋次長	<p>賦課総額を基にそれを割り振ることによって保険料というのは定まていくのですが、賦課総額、集めなければいけない額というのがまず決まります。支出として必要な医療費とかそういったものから、補助金とか繰入金など入ってくる見込みの金額を差し引いた残りが、保険料として集めなければいけない額として算出されています。</p> <p>それを皆さんでどうやって割っていくかということなのですが、所得の高い人がよりたくさん負担してくだされば、所得のそれほど高くない人の負担の割合が減る。それを被保険者の所得総額で割り戻していけば率が下がるということです。国民健康保険料は法令で限度額が定まっています。所得でいえば26年度は1人世帯の方は750万円で限度額に達するわけですが、1000万円でも1億円所得があっても限度額です。所得がより高い人がより負担していただきましたら、それ以下の所得の方々が負担する総額というのは少なくなるので、中間所得者層の負担が一定軽減される傾向となります。</p> <p>ただ、所得割が掛からない人はたくさんいらっしゃいますので、その方々は均等割と平等割だけで、所得割率に影響されず、被保険者数や被保険者世帯数が減少すれば、当然ひとり当たりの負担が増えることとなります。ただし、実際には限度額に達する世帯は1%程度で全世帯の中でごくわずかです。</p>
門前委員	<p>資料の11ページ、北河内各市の保険料率等がありまして、枚方市が平成25年度医療給付費、後期高齢支援金分で10.21%、交野市がパーセンテージが低いということになっていますが、一方で要望書としていただいている資料を見ると、市の繰入金額が、高槻市では平成24年度10.36億円、平成25年度は12.27億円、枚方市が2億円、平成25年度3億円。</p> <p>3枚目についているのを見ますと2013年度一般会計繰入金額予算ということで、豊中市が、非常に繰入金額が多い。高槻市も多い。枚方市は寝屋川市よりも少ない金額になっているが、この理由はどこにあるのでしょうか。</p>
真鍋次長	<p>本来、国民健康保険料の会計というのは被保険者に納付いただく保険料と、国や府などからの定められた補助金で賄うわけですが、なかなかそれで回すことができないので、一般会計からの繰入を行います。一般会計というのは市民の税金ですので、ここについてはいろいろ議論があるところで、枚方市の被保険者数というのは、ここにございますように年齢によって違いますが、20数%、全市民の30%に満たない方が枚方市の国民健康保険の被保険者ということですので、一般会計からど</p>

	<p>れだけ投入するかということは、一般会計の状況を勘案しながら慎重に対応しなければいけないということです。</p>
大矢野議長	<p>一般会計からの繰入は市の政策的な一面もありますが、金額がほかの市と比較して少ない理由をもう少し説明してもらえないでしょうか。</p>
白井次長	<p>資料の 16 ページをご覧ください。一般会計繰入金 of 年度別の推移を示している表です。いただいた要望書の中では当初予算ベースで数字を拾われているようですが、枚方市の場合当初予算での一般会計からの繰入ではなくて、一般会計と国保会計それぞれの財政状況を見ながら補正予算で対応しております。</p> <p>決算ベースで見ますと総額で 27 億入っていると。そのうち基準外が 11 億円入っているということです。</p> <p>枚方市が少なく見えるというのは、繰入の時期が異なっているということです。決算ベースで見ますと決して低い状況ではございません。</p>
濱委員	<p>表を見ますと 11 億が決算ベースということですけど、その前年度、前々年度を見ますと、9 億、12 億、11 億、大体そのような数字が来ているわけですよ。であれば最初から必要な額ということで、最初から予算ベースで繰入を行うことはできないのでしょうか。</p>
白井次長	<p>市の会計は一般会計と特別会計とがあります。国保会計だけをみれば、当初から総額 27 億程度入っていても、最終予算で入っていても同じように思えますけれど、一般会計側から見ますと一般会計の財政状況もありますので、その年度を執行している中で、どれぐらい国保をはじめとするよその会計に出していけるかという判断を、年度途中で決算を見据えて行うというやり方を本市では採っております。</p>
大矢野議長	<p>一般会計と特別会計の状況を見ながら適宜入れていくということだろうと思います。総額、決算ベースでいえば必ずしもほかの市町村に比べ大幅に少ないとは言えないということが分かったかと思います。</p> <p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
大矢野議長	<p>それではここで質問は打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
大矢野議長	<p>諮問事項をひとつひとつ確認していきます。</p> <p>1 点目「平成 26 年度一般被保険者に係る基礎賦課総額について」は、</p>

「基礎賦課総額を 71 億 5 千万円とする。」ということは適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

異議なしの声

ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。

次に 2 点目の「平成 26 年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について」は、「賦課総額を 28 億 3 千万円とする。」ということは適当であるということについてはいかがでしょうか。

異議なしの声

異議なしということで認めさせていただきます。

では 3 点目の「平成 26 年度介護納付金賦課総額について」は、「賦課総額を 10 億 5 千万円とする。」ということは適当であるということでご異議はございませんでしょうか。

異議なしの声

ありがとうございます。それでは、3 点の諮問事項についてご異議なしということで答申内容を決定させていただきます。

ありがとうございました。

答申内容につきましては文書にして市長に報告することとしまして、委員の皆さんにもお送りさせていただきます。

奥野副市長は公務が重なっており退席されます。

奥野副市長退席

案件の 4 から 7 までの報告事項につきまして事務局から説明願います。

事務局から資料に基づき説明

- II. 保険料限度額の引き上げについて
- III. 国民健康保険料の軽減措置の拡充について
- IV. 70～74 歳の一部負担金の割合に係る軽減措置について
- V. 高額療養費の算定基準額の見直しについて

塩塚課長代理

大矢野議長

今の説明について質問はありませんか。

IV 番の「70～74 歳の一部負担金の割合に係る軽減措置について」をもう少し説明いただけますでしょうか。

松岡課長	<p>現在70歳から74歳までの方については何も変わらないのですが、今年の4月2日以降に新たに70歳となられる方から法定の2割が適用されることになり、1歳違いで差が出ることになります。5年目で皆さん1割の方が居なくなり2割となります。</p>
真鍋次長	<p>平成20年4月からの医療制度改革で、高齢者医療制度ができるのと同時に、70歳から74歳の方は2割負担と明記されたのですが、実際には一度も施行されることはなく、毎年政令で1割に据え置かれておりました。</p> <p>我々保険者は8割しか医療機関に支払っていません。受診者は窓口で1割を支払います。残りの1割について国が毎年補正予算を組んで、補てんしているわけで、全国レベルで毎年2000億円の国費が掛かっていましたが、5年を掛けて段階的に解消され法令通りとなります。75歳以上の方は後期高齢医療制度になりますので今のところ1割負担です。</p>
大矢野議長	<p>そのほかご質問等ございませんか。</p> <p>質問がありませんのでこの程度で報告事項については終わらせていただきます。</p> <p>最後に、その他の案件は事務局の方で何かありますか。</p>
松岡課長	<p>本日その他の案件はございません。</p>
大矢野議長	<p>それでは次回の日程について報告をお願いします。</p>
松岡課長	<p>今回は平成26年度の実施となり、8月下旬ごろを予定しています。</p> <p>主な案件としましては、平成25年度の事業報告等について報告させていただき予定です。日程等が決まり次第改めて通知させていただきます。</p>
大矢野議長	<p>以上を持って全ての議案を終了とし、本協議会はこれをもって閉会とします。</p>
<p>閉会</p>	<p>(15時15分)</p>

<p>署 名 委 員</p>	<p>(会 長 大 矢 野 修)</p> <p>(委 員 垣 内 成 泰)</p> <p>(委 員 宮 川 敏 夫)</p>
----------------	--